

# リフォーム応援事業

## 第1期募集

【募集枠8,000万円分】

## 第2期募集

【募集枠4,000万円分】

事前申請	令和6年5月7日(火) ～5月23日(木)	事前申請	令和6年7月22日(月) ～8月7日(水)
抽選	5月28日(火)	抽選	8月13日(火)
本申請	6月3日(月)～7月12日(金)	本申請	8月19日(月)～9月30日(月)
実績報告	11月29日(金)まで	実績報告	令和7年2月19日(水)まで

工事着工前に申請してください!



募集枠を超えた場合は抽選となります!

### 補助対象住宅

松山市内にある自らが所有し、下記のどちらかを満たす住宅

- 昭和56年6月1日以降に着工され、築10年以上経過した住宅
- 昭和56年5月31日以前に着工だが、耐震性を証明できる住宅

### 補助対象工事

合計50万円(税抜)以上の一般的なリフォーム工事

(外装、内装、設備、増改築工事等)

### 加算

条件に該当する場合、それぞれ10万円を加算



- 移住者・・・令和3年4月1日以降に市外から補助対象住宅(※1)に直接転入した方
- 空き家バンク・・・令和5年4月1日以降に空き家バンクに登録された中古住宅を購入した方
- 高齢者世帯・・・75歳以上(※2)の方が申請する場合
- 子育て世帯・・・18歳未満(※2)の子供が二人以上同居している場合



(※1) 令和3年4月1日以降に購入した住宅に限る

(※2) 本申請日時時点の年齢

### 補助金額

補助対象工事費 × 10% (上限20万円) + 加算額

※補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

※補助合計額が、補助対象工事費の1/2を超える場合は、対象工事費の1/2が補助金額です。



裏面をご覧ください

## 補助対象者

- 松山市内にあるリフォーム工事を行う住宅を登記名義人として所有し、居住している方又は実績報告時までには居住する方。



※以下の方は対象になりません

- ・令和元年度以降に「松山市わが家のリフォーム応援事業」の補助を受けた方（同一住宅で共有名義人が同年以降に補助金を受けた場合も対象外）
- ・市税を滞納している方
- ・暴力団員



## 施工業者

- 松山市内に所在地を有する個人事業者又は営業所等を有するリフォーム事業者。



## 申し込み

- 各申請書は、住宅課・各支所・各市民サービスセンターにございます。また松山市のホームページからダウンロードできます。
- 各申請期間内に、下記住宅課の窓口へ書類をお持ちください。郵送、各支所への提出等は不可。
- 工事内容がわかる方であれば、代理人が申請することもできます。（委任状必要）
- 受付時間：平日8：30～17：00まで（土・日・祝日を除く）

## 注意事項



### 【補助対象住宅について】

- 未登記の住宅は対象外です。
- 分譲マンションは、申請者の専有部分のみが対象です。
- 店舗や事務所を併用した住宅は、1/2以上を居住に使用し、建物内部で行き来できるものが対象です。

### 【補助対象工事について】

- 住宅課から「補助金交付決定通知書」が届く前に、工事請負契約・着工した工事は対象外です。
- 同じ施工箇所で松山市が行う他の補助金制度・事業との併用はできません。
- 外構工事（門扉、塀、カーポート等）は対象外です。

## わが家のリフォーム応援事業を利用する皆さんへ



本事業利用者のための優遇金利を設けたリフォームローンを伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、松山市農業協同組合、えひめ中央農業協同組合で利用できます。ご利用の際は、各金融機関にお問い合わせください。

事業・申請に関するお問い合わせ先

松山市 開発建築部 住宅課

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2

松山市役所本館7階

TEL：(089)948-6349

FAX：(089)934-1807

E-mail：juutaku@city.matsuyama.ehime.jp

専用ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/bosyu/wagaya.html>

